

**令和2年3月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和2年3月19日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和2年 3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年3月19日(木) 午前9時30分～午前11時15分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義  | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 16. 宮岡 里美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁  |           |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 村山 英臣 |           |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- |          |           |
|----------|-----------|
| 12. 平池 收 | 14. 大林 伸嘉 |
|----------|-----------|

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹  
事務局次長 小西 裕幸  
主 査 中山 弘美  
主 査 岩崎 正英  
副主任 山根 大雅

## 議事日程

農政に関する議題

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 農業委員・推進委員の募集要領（応募用紙含む）について

土地に関する議題

- 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第18号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について  
議案第19号 非農地証明願について  
議案第20号 転用を目的とする競売買受適格証明願について

報 告

- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（長法秀樹君） おはようございます。時間が参っていますので総会を始めたいと思います。その前にお手元にお配りしてあります資料を確認してください。本日の次第、令和2年度農地転用等日程表（案）、農業委員・推進委員の募集要領、農業委員会委員候補者推薦書、6枚綴り、3枚の記入用紙と赤字の記入例、推進委員候補者の同じく3枚の記入用紙と赤字の記入例をお手元にお配りしています。不足するものが、ありましたら申し出てください。本日は新型コロナウイルス感染予防のため、農業委員だけの総会ということで案内しております。スムーズな進行により短時間で終わるよう、事務局としても進めていきます。それでは、恒例の活動記録簿の確認です。本日の総会出席も忘れずに、記入をお願いします。また、本日の総会までに個々の活動がありましたら、記入してください。次に携帯電話ですが、電源を切るか、マナーモードをお願いします。ただいまから令和2年3月定例総会を開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 今世界中で新型コロナウイルスが増えております。非常に大きな影響が出ております。丸亀市は関係ないと思っていたんですが、ご承知のように、先日香川県の第1号が丸亀で出たということです。何か近くに迫ってきたという気がします。そういう中で市の会議、また催し物につきましても縮小または中止となっております。農業委員会の総会につきましては会議をしなければならないようです。本日は最小限の人数ということで農業委員だけで行います。時間も極力、短縮するようと言われておりますので、効率よく審議を進めたいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

ただいまから総会を開会いたします。本日の出席委員は14人でして、過半数の方が出席されておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は9番の久米委員と10番の岩崎委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼します。それでは総会次第をご覧ください。農政に関する議題ですが、議題そのものはありません。報告として「定例農家相談会の開催結果について」、「農業委員・推進委員の募集要領（応募用紙を含む）について」、その他となっております。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 農政に関する議題は、何かありますか。それでは報告連絡事項に移ります。報告1。「定例農家相談会の開催結果について」事務局から報告いたします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは3月の農家相談会の開催結果について報告いたします。飯山市民総合センター開催分は2月27日木曜日、大林孝行委員で、市役所本庁開催分は、3月5日木曜日、高吉委員で、

綾歌市民総合センター開催分は、3月10日火曜日、平池委員で、それぞれ午前9時から正午まで行いました。飯山市民総合センターで2件、綾歌市民総合センターで1件の相談がありました。まず、飯山市民総合センター分ですが、自身の農地を、年4回程度シルバー人材センターに依頼して管理している。貸借や売買、市への寄附など方法はないかとの相談です。買い手については、農業者が見つからなければ、不動産屋に相談するよう答えました。また市への寄附につきましては財務課などが担当窓口になるが、公共用地としての利用価値がある場合など、基準を満たしたものに限られることから、寄附の方法というのは難しいです。借り手に関しては、反1万の賃料を所有者が譲らないこともあり、香川県農地機構も借り手が見つからないのが現状です。今回、委員が法人を紹介し、感触を聞いてみたが、短期での賃借が多いこと、反1万の賃料を満たせるかなどを勘案すると、実際の農地の確認後にはなるが、条件は緩和しないと難しいかもしれません。相談者の連絡先を伝えました。以上のとおり回答し、賃料を満たすことができないなら、今後も自分で管理しますということでした。もう1件は、宅地に囲まれた農地を自作しているが、軽トラが通れる幅しかなく、2筆は田渡しでの移動となる。数年後に農業を続けられなくなった時に、借り手の心配があります。また、仮に住宅化が進み転用となっても、道幅が確保できない。隣に別の所有者の空き地があり、購入して進入路を作る事も考えているとの相談で、機構の職員と確認し、最低限、機材が通れる道幅があるので、そのエリアの借り手も見つかるだろうとのことである。しかし、あくまで現時点であるので、数年後の状況は確約できないので、借り手を探す際に改めて検討となります。進入路があれば、農地として便利になるし、転用となった場合にも道幅の確保の心配はなくなります。進入路を造る場合は、土地の所有者と話をし、測量して分筆となるなどの簡単な流れを説明しました。続いて綾歌市民総合センター分が、昨年2度も体調を崩したので、農地を借りてくれるか、購入してくれる方を探してほしいとの相談で、農地は基盤整備されているとのことでした。香川県農地機構に相談するように勧めました。

次回の農家相談会の開催予定です。飯山市民総合センター開催分は3月27日金曜日、大林孝行委員、市役所本庁開催分は4月6日月曜日、西山委員、綾歌市民総合センター開催分は4月10日金曜日、久米委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、報告2の「農業委員・推進委員の募集要領について」事務局から説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） お手元にお配りしています農業委員募集要領および推進委員募集要領、記入用紙をご用意下さい。基本的には3年前の募集要領からの変更はありません。まず、農業委員の募集人員は現

在と同じ16名です。そのうち、1名は農業委員会所掌事務に利害関係を有しない者を任命します。主な業務は、皆さんがなさっていることと同じです。報酬については、皆さんと同じです。身分につきましては、非常勤の特別職公務員であり、守秘義務があります。推薦を受ける者及び応募する者の資格として、次のいずれかに該当する者は除きます。裏面をご覧ください。推薦、応募方法です。提出書類として、農業関係団体からの推薦の場合は、団体用の様式第1号です。5人以上の農業者からの推薦の場合は、個人用の様式第2号です。推薦者が5人を超える場合は、別紙に記入してください。3枚目が、本人からの応募の場合で、様式第3号です。3種類の様式があります。受付期間は4月1日水曜日から4月30日木曜日までの1か月間です。提出先は農業委員会事務局です。提出方法は農業委員会事務局へ持参又は郵送してください。募集要領及び申込書の入手方法です。次の窓口にて備え付けています。農業委員会事務局、市役所案内所、綾歌・飯山市民総合センター業務担当、本島・広島市民センター、各コミュニティセンターです。推薦・応募状況を公表することが求められています。受付期間中及び期間の終了後にホームページで公表します。公表内容は、(1)から(7)に書いてある通りです。選考方法は、提出された書類を基に先行します。また、候補者評価委員会を開催する場合があります。選考結果は、令和2年6月末までに本人に書面で通知します。農業委員は認定農業者から選んでください。

次に、推進委員の募集要領です。募集人数は、現在と同じ30名です。農業委員については、区域は関係ありませんが、推進委員につきましては、それぞれ区域と定数があります。この定数の中で、選考が行われます。身分等は、そこに書いてある通りです。推薦応募要領については、基本的に農業委員と同じです。

次期委員選任状況調べをお持ちの方は提出してください。本日までに人選が終わっていない場合は、4月の募集期間に定員に合うように応募があるように、お願いいたします。委員各位につきましても、ご協力をお願いいたします。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） いま農業委員・推進委員の募集要領について事務局から説明がありました。質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●事務局長（長法秀樹君） 補足があります。推薦書のいちばん下のところに400字程度で委員としての抱負等について別紙で添付してください、とあります。これも含めての選考になります。

●会長（松岡繁君） 不明な点につきましては事務局にじゅうぶん相談していただいて、進めてください。その他の報告はありますか。

●事務局長（長法秀樹君） 来年度の日程です。令和2年度農地転用等の日程表をお配りしてあります。確認をしてください。先ほどの農家相談の報告では日程を入れております。基本的には本庁が5日、綾歌のセンタ

一が10日、飯山のセンターが27日を相談日としています。土日の関係で後の日に繰り下がっている月もあります。また農地転用等の許可申請の締切は、基本的には5日ですが、この日が、休み等の場合につきましては、前の日に繰り上がります。5月につきましては、1日になるのですが、すこし早いので、近隣の市町の状況を確認し、7日にしました。締切の翌日が事務審査で、その翌日が現地調査となっています。これも休みの関係で、平日の翌日になっています。現地調査の前日には関係委員に連絡いたします。定例会ですが、現在の委員の任期は7月19日までとなっています。7月17日に総会があります。この日が現委員での最後の定例総会となります。議案審議も今の委員が審議をします。新しい委員は7月20日に最初の総会をします。この総会は承認証の交付や研修を行います。

●会長（松岡繁君） 今の報告に対して、ご質問はありませんか。さきほどの農業委員・推進委員募集要領は、推進委員には送付しているのですか。

●事務局長（長法秀樹君） 募集要領については、皆さんに了承いただいたうえで、推進委員に送付するようになっています。今日、発送する予定です。

●会長（松岡繁君） 以上で報告を終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、次第をご覧ください。土地に関する議題です。

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、

議案第18号 農用地利用配分計画（案）の意見徴収について、

議案第19号 非農地証明願について、

議案第20号 転用を目的とする競売買受適格証明願についてとなっております。

また報告事項として、

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてとなっております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。事前送付しました議案の1ページをお開きください。座って説

明いたします。位置図と一緒にご審議、よろしくお願ひいたします。議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、金倉町・・・合計面積2,051.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・果樹を作付けする計画が提出されています。

2番、山北町・・・面積8.58㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、郡家町・・・合計面積443.96㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、飯野町東分・・・合計面積1,680.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、亡くなられた・・・様の相続財産管理人として、・・・家庭裁判所から選任された譲渡人である・・・弁護士が管理する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、土器町西二丁目・・・面積139.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページをご覧ください。

6番、土器町西二丁目・・・合計面積367.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

7番、綾歌町岡田上・・・合計面積3,203.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できる見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要



件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。鈴木委員、どうぞ。

●農業委員（鈴木茂昌君） 4番につきまして、推進委員から意見をいただいております。地元としては、農地の現地調査をしたところ、稲作ができる状態ではない。申請者が農業することができるのか審議してほしいと、昨日連絡を受けました。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。他にありませんか。

●農業委員（村山英臣君） 4番についてです。地元の推進委員から代理で発言してくださいと言われてました。申請者が、いま耕作しているのは、2,432㎡。売買で取得するのが、4筆合計で1,680㎡。合わせて4,132㎡となり、丸亀市の下限面積3,000㎡を満たします。ただし、2,432㎡を申請者が耕作していなければ、要件を満たしません。その2,432㎡がどこなのか、事務局長と現地調査をしました。丸亀市と隣接していますが、善通寺市にあります。付近の女性に聞きましたら、誰かは分からないが、2、3人で営農しているようです。農地は亡くなった申請者の父名義です。父名義の農地を申請者が管理したのかどうか問題になります。申請者にも兄弟がいますので、遺産分割協議をして、相続登記ができていいのか疑問です。遺産分割協議で、他の兄弟が相続するかもしれません。また、飯野町の土地は草を刈っている。隣接地の所有者が草を刈ったそうです。下側の土地は遊休農地で、ほとんど山林化しています。地元は申請者が、耕作するのか疑問をもっています。地元の懸念を一つずつ解消していかなければなりません。農業委員、推進委員を含め、地元と協議して円満に解決すべきだと思います。

●会長（松岡繁君） 事務局、見解をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 今、鈴木委員、並びに村山副会長から異議がありました。こちらの議案につきまして、疑義があるということで、ご意見をいただきました。お話にあったとおり、議案送付によりまして、推進委員からこちらの許可申請について、地元としては、問題意識を持っているという、お話がありました関係で、また直接のお話も聞いております。申請者が本当に農業をする能力があるかの確認を事務局でしてほしいという話がありました。そこで昨日、現地の農地を確認してきました。水稻を刈り取った後、耕起しをして、現状はきれいにしていました。耕作している状況を確認しました。また、お話にありましたとおり、近くにおられた方に耕作の状況を確認しました。その方は申請者の顔を知らないのですが、どなたが耕作されているかはっきりとしたお答えをいただけていません。農地の近くに倉庫があります。その中に農機具があり、

その農機具を使用していたと聞きました。また私から申請者に確認したところ、私が耕作していますと聞いています。さきほどの人以外で、顔見知りの人もいるので、聞いてもらっても構わないとおっしゃっていました。申請者自身に水稻をつくる能力はあります。事務局としては、経験も十分にあると判断しています。)書類としては基準を満たすもの全て取り揃えております。ということで本来であれば、許可相当とすることが前提かと思いますが、何分に地元の意向として申請者に対する疑念が払えていないというのも事実だと思えます。いちばん大きい問題として考えているのが水利費の決済金の支払いが終了していないことです。こちらにつきましても、申請者に確認しますと、あくまで転用する土地については、仲介しただけだということです。そちらの転用者の社長に話をし、決済金の納付について、申請代理者がいらっしゃるのですが、その方が支払いの事務が進めていないので、今日、社長と一緒に申請代理者の事務所に行って話をすることです。納付についても、必要なものについては納付しますという回答をいただいています。本日、話し合いの中で、納付期日についても、地元の水利組合へ連絡を入れることになっていると聞いています。ただ、申し上げたとおり、これからのことですので、いつまでに入金できますという確約はされていません。地元の水利としても、現状では異議なしとは言えないということです。委員がおっしゃったとおりの現状か事務局としても考えています。あと、弁護士が裁判所から選任されたのが平成30年10月ということで、1年5か月の期間、本来所有者の代理人でありますので、管理責任もありますが、その間放置されている状況もあって、所有権移転後、きれいに管理できないという懸念があると伝えてあります。そうした中で3条の許可の附帯条件として、許可後、直ちに管理に取り掛かるという条件をつけることも可能かとは思いますが、かなり雑草等が生い茂っている状況のなかで申請者側も今年水稻の栽培ができるという判断はしていません。土壌改良と言いますか、鋤き込み等を本年度に行う予定にしてたというお話は聞いています。そうした中で、事務局としては、申請者の考えだけで言えば、現状よりは良くなるという感触は得ています。農地につきましては地元の水利団体と農業に関係する団体とは友好的な関係が築けないなかでは、なかなか農業を続けていくのは難しいです。強行するのも今後問題を残すと考えています。無理をした採決に必ずしもこだわっていない考えで皆様の判断をいただきたいと思います。

●会長（松岡繁君） 他にご質問はありませんか。

●農業委員（村山英臣君） 結局どうするのですか。保留するのですか。

●会長（松岡繁君） はい、それについては、今から整理したいと思います。今、鈴木委員と村山委員からいろいろ現状についてのお話がありました。事務局から見解が示されました。整理しますと、法令的にとかまた審査基準に照らして問題はないということですが、当地区の水利組合の意見を踏まえて、農業委員、推進委員からご意見が出ています。農地を農地として購入した場合は最低限、3年3作が求められます。耕

作しなければならない規定もあります。営農していく上で水利組合や周辺の方々の理解がなかったら、なかなか営農はできないという一面があります。そういうこともありますので、猶予期間を置いて、その間に農業委員会事務局また地区の委員を中心に話し合いもしていただいて、円満に解決できるようにしていただくことがいいんじゃないかと思います。そういうことで、いつまでもというわけにいきませんので、来月の総会までにいろいろ話し合っていて、そこで採決するというごお願いいたします。会長としての見解です。この件について、何かありませんか。

●農業委員（鈴木茂昌君） 1か月あれば、地元の受入のための話し合いができるだろうという意見をいただいております。農家相談会が4月6日にありますので、地域の現状をこちら側から話すチャンスだと思います。1か月いただければ、こちらとしても準備ができます。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。

●農業委員（村山英臣君） 地元はきちんと耕作してくれと言っているのです、1か月で話がまとまるのでしょうか。農業委員会として、まとめることができないのなら、地元におまかせするのもいいでしょう。

●事務局長（長法秀樹君） 事務局からお答えいたします。先ほど現状より良くなるのではないかというような捉え方をされています。思いとしては現状として農地を管理される弁護士がついています。所有者が変われば、その方に対して管理責任を求めていくことになります。農地の維持管理については農業委員会が強く指導できます。管理についての状況が良くなるという意味での発言でした。少し訂正いたします。またこの1か月につきましても、地元の要望について申請者にその都度、対応していただくように、事務局としても取り組んでいきます。地元の理解を得られた上での許可申請になるように、来月までに対応します。よろしくお願いたします。

●農業委員（鈴木茂昌君） 1か月いただけるので、準備ができます。感情論だけでは話が進みません。

●会長（松岡繁君） 地元の委員がおっしゃっていますので、いま村山委員が言われたことを踏まえて、円満な話し合いに向けて1か月の猶予期間を置くということで、よろしいですか。

今の4番については1か月間で、いろいろと地元との話し合いもしていただくということをお願いしたいと思います。それでは採決をします。議案第14号「農地法第3条第1項の許可申請について」整理番号1番から7番の各案件のうち4番を除く6件について許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第14号「農地法第3条許可申請」6件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局よ

り議案の説明をお願いいたします。

3ページをお開きください。議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、土器町東五丁目・・・合計面積367.63㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、飯山町川原・・・502.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸事務所1棟の建築整備を図るものですが、申請地は昭和62年頃に農地を造成し、事務所を建築し、貸事務所として賃貸し現在に至っており、今回、当該地について農地法の許可申請を行わず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上2件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題はないと考えます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第15号「農地法第4条許可申請」2件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 4ページをお開きください。議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は16件です。

1番、今津町・・・合計面積330.83㎡【議案読み上げ】

この案件は、昭和58年に申請地に隣接する・・・番を申請者の父親が土地を購入し、店舗兼作業所を建築し、宅地として利用していました。しかし、その宅地内に、隣接する・・・番の一部が含まれていることが

判明し、その部分を・・・番として分筆し、当該地については農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当するので、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、金倉町・・・合計面積 18,804.45 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、遊技場店舗1棟とその駐車場の建築整備を図るものです。被害防除計画につきましては、雨水等の排水は金倉川へ流し、隣接地に農地は無く、近隣の農地への影響・営農条件への支障は無いと思われまます。また、被害防除措置の履行と周辺へ被害が及ぶ場合の誠意ある解決の確約書の提出があります。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、新田町・・・合計面積 108.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、郡家町・・・合計面積 2,270.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、郡家町・・・合計面積 1,496.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、敷地拡張を行い駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地です。第2種農地に区分されますが、令和2年5月1日から令和5年4月30日までの3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

6番、三条町・・・合計面積 1,663.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅7棟の建築整備を図るものです。特定建築条件付売買予定住宅というのは、これまでは宅地のみを販売する宅地分譲販売は、主に11号線より北側になる用途地域内でしか許可ができませんでしたが、今回、特定建築条件付売買が解禁となったことで、用途地域以外でも、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、おおむね3か月以内に転用事業者等と建築請負契約を結ばばよいこととなりました。ただし、一定期間内に建築請負契約を行わない場合は、土地の売買契約が解除されるようになります。建築条件付にすることで、購入者が間取りやとデザインなど希望に沿った家づくりが可能となると思われまます。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、

計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、飯野町東二・・・合計面積 480.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください

8番、城東町二丁目・・・合計面積 589.52 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、祖父の代から申請地の・・・番と併用地の宅地・・・番を住宅用地として一体利用しており、申請地の・・・番には物置が立っております。今回、申請地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者により、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

9番、塩屋町三丁目・・・面積 186.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

10番、綾歌町栗熊東・・・面積 1,609.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル9基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、綾歌町富熊・・・合計面積 14,628.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。なお、現地は花崗土を採取し、平坦地に整地し、資材置場として利用する計画です。被害防除計画では沈砂池の設置や、法面への種子吹付などを計画しています。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番、飯山町上法軍寺・・・合計面積 895.24 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、平成26年に隣接する宅地・・・番と・・・番に太陽光発電施設を設置しましたが、その設置した設備の一部が今回の申請地に掛かっていることが分かり、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当するので、無断転用の解消を図り、引き続き太陽光発電設備を設置するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により

転用できるものと考えます。

13番、飯山町下法軍寺・・・合計面積1,561.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

14番、飯山町真時・・・合計面積274.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画寺周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、飯山町東坂元・・・合計面積314.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地拡張の造成整備を図り車両置場として利用するものです。申請地は近隣商業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

16番、飯山町東坂元・・・合計面積865.08㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟、物置3棟の建築整備を図るものです。申請地は第1種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上16件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しご質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。本案件整理番号1番から16番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」16件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 8ページをお開きください。議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第17号は、8ページから21ページにかけて記載しております。貸借権、使用貸借権な

ど従来の集積計画と配分計画です。申請件数76件、筆数154筆、面積160,547.23㎡です。「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。「農業経営基盤強化促進法」第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」76件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。次に議案第18号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 22ページをお開きください。議案第18号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取」につきましては、今年の1月の総会時に、これまで「農用地利用集積計画の決定について」と「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」の2つの議案でご審議いただいていた案件が「農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、1つの議案としてまとめ、ご審議いただくようになりましたと説明させていただいたところではありますが、今回は、現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものであります。このため、議案第17号の農地利用配分計画のように貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案といたしました。議案第18号は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、22ページに記載のとおりです。農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第18号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、原案どおり、意見なしとして、農地機構に進達することにいたします。

続いて議案第19号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 23ページをお開きください。議案第19号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、山北町・・・面積34.00㎡【議案読み上げ】



申請地は農業用施設、水路として利用されております。

2番、土器町西二丁目・・・面積221.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、昭和27年の農地法施行前から引き続き非農地、宅地として利用しておりました。

以上2件、「丸亀市非農地証明事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第19号「非農地証明願について」整理番号1番から2番までの各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。続いて議案第20号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 24ページをお開きください。議案第20号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」です。案件は1件です。

1番、中津町・・・合計面積1,197.00㎡【議案読み上げ】

この案件は2月の定例総会に議案第13号の「転用を目的とする競売買受適格証明願について」で、皆様に専決処分を行ったことと、入札者が落札により5条申請を提出してきたときに内容に変更がなければ議決をいただかなくても、許可相当とする承認をいただきましたが、その期間、入札において落札されなかったため高松地方裁判所が特別売却を行うものです。今回も特別売却の実施期限までに期間が短く、前回の総会時に議案として提出できませんでしたので、県の事務処理要領に基づき、会長の了承による専決処分としましたので、この会で委員の皆様の承認をお願いいたします。また、入札者が決まり、5条許可申請書を提出してきた場合は、内容がこの適格証明申請時と変更がなければ、この議案の承認で、次回の総会で5条申請の議決をいただかなくても、許可相当として、県へ進達することの承諾とさせていただきます。

なお、申請理由は前回と変わらず、申請者が、現在所有する工事用車両等は、・・・の本社や支店・工場に駐車していますが、満杯の状態であり、従業員の車両さえ十分に駐車できない状況でありました。また、最近丸亀市付近で土木工事が増え、現在の置場では遠方で不便なので、申請地を落札して、車両置場として利用する、転用を目的とする競売買受適格証明願です。該当地の立地基準は、用途地域の指定は無く、農用地区域外であり、第2種農地に区分されます。

今回の競売の内容は、特別売却、実施期間令和2年2月20日から令和2年2月26日、所管裁判所高松地方裁判所、競売事件名平成31年（ケ）第・・・号、農地区分については適当であり、また、一般基準につい

ても適切であることから県処分により証明することに問題はないものと考えております。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第20号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」、整理番号1番につきましては承認の上、競売買受適格証明者が買受申出人となり、当該農地に関する、農地法第5条第1項の申請書が提出された場合、会長が、証明書交付時と内容に変更がないと認めた時は、農地法第5条第1項案件として、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 25ページをお開きください。報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は2件です。

1番、本島町生ノ浜・・・合計面積525.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年11月16日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

2番、綾歌町栗熊東・・・合計面積3,916.00㎡【議案読み上げ】

この案件は平成23年2月11日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

それでは、26ページをお開きください。報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は8件です。

1番、新田町・・・面積1,074.00㎡【議案読み上げ】

この案件は残存小作の設定がされていましたが、転用目的のため、離作補償を行い、合意解約するものです。

2番、郡家町・・・面積357.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

3番、郡家町・・・面積357.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、飯野町東二・・・合計面積1,804.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、借り手の変更のため、賃貸人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

5番、飯野町東二・・・合計面積1,804.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、借り手の変更のため、賃貸人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

6番、飯野町東二・・・面積314.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、借り手の変更のため、賃貸人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

27ページをお開きください。

7番、飯野町東二・・・面積314.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、借り手の変更のため、賃貸人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

8番、飯野町東二・・・合計面積1,368.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃借人の農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく、合意解約するものです。

以上、報告第5号から第6号を報告いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、報告事項を終わります。以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

●事務局長（長法秀樹君） 事務連絡です。次回の定例農業委員会につきましては4月20日月曜日午前9時からこの会場で行います。また現地調査ですが、締切は4月3日となりますので、現地調査は7日の火曜日になります。関係委員には6日の日に、連絡いたします。お疲れ様でした。

（午前11時15分時終了）